

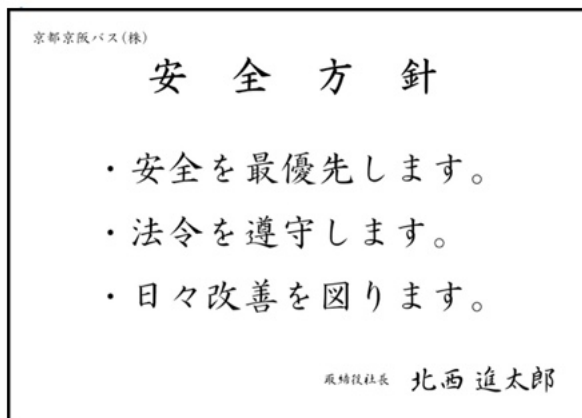
## 運輸安全マネジメントに関する取組み

弊社では運輸安全マネジメント導入に伴い、社長以下全員で安全の確保に取り組んでまいります。

### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

#### (1) 安全方針

当社の安全方針は次のとおりです。



(2) 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たしてまいります。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分踏まえつつ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(3) 弊社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送安全性の向上に努めます。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。



貸切バス三ツ星評価を継続取得



交通安全運動 (厳正な点呼の実施)

## 2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

## 3. 輸送の安全に関する目標

- (1) 重大事故の発生防止
  - ・当社が第一当事者となる重大事故0件
- (2) 有責事故の削減（前年度目標比 5件減少）
  - ・2018年度目標件数 49件

## 4. 輸送の安全に関する計画並びに教育・研修

別紙①「2018年度 輸送の安全に関する目標・計画」の教育及び研修計画のとおりです。

## 5. 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

別紙②「2018 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有」のとおりです。



ドライブレコーダーの映像を利用した乗務員研修



安全装備の導入（新造車両）

## 6. 運輸安全マネジメントに関する2017年度実施・実績内容について

- (1) 別紙③「2017年度 輸送の安全に関する実施・実績報告書」ののとおりです。
- (2) 2017年度 事故に関する当社の発生状況（事故統計は4月1日から翌年3月31日までの1年間）

イ、「自動車事故報告規則 第2条」に規定する事故に関する統計

・重大事故 0件

※当社が第一当事者となる重大事故 0件の目標を達成しました。

・車両故障（第2条第11号）4件（八幡2件、寝屋川2件）

ロ、事故に関する統計と達成状況

・ 有責事故 49件（目標 54件）

※2017年度は有責事故件数54件を目標に取組んだ結果、事故件数は49件にとどまり、目標を達成できました。

7. 弊社の「安全管理規程」は、別紙④のとおりです。

8. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 中川 憲明

9. 輸送の安全に関する内部監査結果

2018年3月30日に経営管理部門に対する内部監査を実施し、適合性と有効性が確認されました。

改善事項として要望があった内部監査員の増員や変更を検討し、チェック機能の有効性向上を図ってまいります。

以 上

2018年度（2018年4月1日～2019年3月31日）輸送の安全に関する目標・計画

単位：千円 税込

目 標		輸送の安全に関する計画	実施事項・予定	予定時期	投資額
◆2018年度目標					
1. 重大事故の発生防止 当社が第1当事者となる重大事故0件		【輸送の安全推進に係る行事等】 ・春及び秋の全国交通安全運動  ・京都府交通対策協議会主催行事  ・年末年始輸送等安全総点検 ・バス協会による事故防止等の重点取組	春の全国交通安全運動 秋の全国交通安全運動 夏の交通事故防止府民運動 年末の交通事故防止府民運動 年末年始輸送等安全総点検 車内事故防止キャンペーン 2018年「飲酒運転防止週間」 エコドライブ強化月間	2018.4.6～4.15 2018.9.21～9.30 2018.7.21～7.31 2018.12.1～12.20 2018.12.10～2019.1.10 2018.7.1～7.31 2018.9.21～9.30 2018.11.1～11.30	2 2 2 2 2 — — —
	2018年度目標	2017年度目標			
重大事故	0件	0件			
2. 有責事故の削減（前年度目標比 5件削減）					
	2018年度目標	2017年度目標			
八幡営業所	28件(自社)	31件(自社)			
京田辺営業所	10件(受託)	15件(受託)			
寝屋川営業所	11件(受託)	8件(受託)			
計	49件	54件			
		【安全運転のための車両及び搭載機器等の更新】 ・バスの代替え ・衝突被害軽減ブレーキシステム ・車線逸脱警報装置 ・ドライバーモニター ・ドライバー異常対応システム ・バス窓ガラスの曇り	路線：新車4両、中古4両・観光：新車2両（大型2両） 観光 大型2両 〃 〃 〃 〃 〃 大型1両 5両	2019.2	148,000 (上記を含む) (上記を含む) (上記を含む) (上記を含む) 500
		【運行管理体制の向上】（一部研修を含む） ・法令及び服務規程の遵守 ・飲酒運転根絶の指導の徹底  ・健康管理と健康に起因する事故の防止  ・乱用薬物検査	運輸規則・改善基準等の遵守 新入社員配布用アルコール検知器の補充 30台 全運転士の家族へ社長から飲酒運転撲滅にかかるお願い書簡を発送 睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査 51名 睡眠時無呼吸症候群（SAS）PSG検査 希望者（C判定） 生活習慣病予防検診（胃バリウム・胃カメラ検査等）、ストレスチェック 実施について検討する	2018.12 2018.4.16～5.31	— 174 20 102 350 760
		【輸送の安全に関する教育及び研修計画】 1. 管理者に対する教育及び研修の実施 ・管理者のレベル向上のための外部研修実施  ・管理者会議の実施  ・乗務員のエコドライブ研修実施 ・テロ・バスジャック及び災害の緊急対応の体制整備 ・職場安全衛生に関する会議	運行管理者研修（京阪バス） 運輸安全マネジメント講習（NASVA） 5名 各営業所長ほか管理者など 内部監査講習 2名 内部監査員 所長会議・連絡会議・朝礼など 運行管理者一般講習、運行管理者基礎講習 エコドライブ研修（京都府バス協会） バスジャック対策研修会（京都府バス協会） 安全衛生委員会	2019.1～2     毎月開催	55 25 10 — 240 — — 24
		2. 運転士に対する教育及び研修の実施 ・管理者等による現場立会・添乗指導の実施 ・厳正な点呼と管理職の現場立会の実施 ・事故防止等の講習会の実施 ・事故発生事例の速報の掲示及び対策の実施 ・ヒヤリ・ハット体験等による事故防止指導の実施 ・外部の専門的機関の活用 ・乗務員特別教習 ・乗務員登用時教習	事故「0」の日、交通安全運動等で実施 社長・安全統括管理者・運輸部長等管理職による現場立会の実施 事故防止懇談会 事故防止ハザードマップ作成 ドライブレコーダーの映像を活用し実施 クレフィール湖東等外部研修参加 2名（バス協会補助あり） 事故・苦情惹起者など再教育 社員・ステップ昇格時、貸切乗務開始時等に教習を実施する	毎月15日・20日 年5回(4・7・9・12・1月) 毎月開催  2018.4.26～4.27 随時 随時	— — 60 230 — 65 — —
		3. 自動車事故対策機構適性診断受診と個人指導の実施 ・初任者・3年毎・高齢者及び事故惹起者の受診 ・管理者の適性診断活用講座の受講 ・適性診断受診結果による個人指導の実施 ・整備管理者関係研修の実施	一般診断 46名 / 初任診断 25名 / 適齢診断 1名 / (特別診断)	2018年度内	バス協会補助対象 23 —
		4. その他 ・無事故表彰（社内）  ・優良社員表彰 ・全運転士の運転記録証明取得 ・外部表彰（京都府交通安全対策協議会） ・社内報・社員手帳等に安全方針を掲出 ・お客さまモニター制度の実施	連続無事故表彰 90名程度 年間無事故表彰 30名程度  @700円×250名 交通マナーを高める事故防止コンクールに参加 社内報 年4回、社員手帳 年1回 We b モニターの実施	2019.3 2019.3  2019.2 2018.7.1～9.30 2018.11～2019.1	1,000 90 30 175 — 300 100

## 2018年度 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

方 法	主な出席者	内 容	実施時期等
1. 取締役会	役員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故及びお客様のご意見、苦情等について報告、改善等の決定</li> <li>・国土交通省、バス協会等の通達、指導を受けた安全対策の策定</li> </ul>	毎月1回開催
2. 連絡会（管理者会議）	常勤役員・管理職・営業所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故、苦情等輸送の安全に関する取組の協議及び達成確認</li> <li>・再発防止対策の検討</li> </ul>	毎月1回開催
3. 運輸連絡会	運輸部長以下運輸部管理職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸の安全に関する重点目標の確認（交通事故の発生状況等）</li> <li>・各営業所の状況（安全安心に関する件、運転士に関する件）等</li> </ul>	毎月1回開催
4. 現場会議	営業所長・運行管理者・整備管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所単位で営業所長から必要な指示</li> <li>・運行管理者、整備管理者より現状の問題点など提議</li> </ul>	毎月1回開催
5. 職場安全衛生委員会 （事故防止対策委員会）	運輸課・営業所長・労働組合代表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故防止にかかる施策、行事、月間目標等策定</li> <li>・事故件数、事故傾向の情報共有</li> </ul>	毎月1回開催
6. 事故防止懇談会	営業所長・労働組合代表・運転士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転士参加型の事故分析、事故防止対策</li> <li>・ドライブレコーダーを活用したヒヤリハット分析など</li> </ul>	毎月1回開催
7. その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>①社内報による運輸安全マネジメントにかかる指導</li> <li>②役員・管理職の早朝点呼立会</li> <li>③社長達示・部長達示による全社員への指示</li> <li>④運輸課長通知による運行管理者への指示</li> <li>⑤所長達示による運転士への指示徹底</li> <li>⑥コンプライアンス・ホットラインによるボトムアップ</li> <li>⑦社内イントラネット・メールマガジン「事業用自動車安全通信」の活用</li> </ul>	

2017年度（2017年4月1日～2018年3月31日）輸送の安全に関する実施・実績報告書

単位：千円 税込

目 標	輸送の安全に関する計画	実施事項	実施時期	投資額																					
<p>◆2017年度目標</p> <p>1. 重大事故の発生防止 当社が第1当事者となる重大事故0件</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2017年度目標</td> <td>2016年度目標</td> </tr> <tr> <td>重大事故</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </table> <p>2. 有責事故の削減（前年度目標比 8件削減）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2017年度目標</td> <td>2016年度目標</td> </tr> <tr> <td>八幡営業所</td> <td>32件(自社)</td> <td>38件(自社)</td> </tr> <tr> <td>京田辺営業所</td> <td>15件(受託)</td> <td>17件(受託)</td> </tr> <tr> <td>寝屋川営業所</td> <td>7件(受託)</td> <td>7件(受託)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>54件</td> <td>62件</td> </tr> </table>		2017年度目標	2016年度目標	重大事故	0件	0件		2017年度目標	2016年度目標	八幡営業所	32件(自社)	38件(自社)	京田辺営業所	15件(受託)	17件(受託)	寝屋川営業所	7件(受託)	7件(受託)	計	54件	62件	<p>【輸送の安全推進に係る行事等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>春及び秋の全国交通安全運動             <ul style="list-style-type: none"> <li>春の全国交通安全運動</li> <li>秋の全国交通安全運動</li> </ul> </li> <li>京都府交通安全対策協議会主催行事             <ul style="list-style-type: none"> <li>夏の交通事故防止府民運動</li> <li>年末年始輸送等安全総点検</li> </ul> </li> <li>年末年始輸送等安全総点検             <ul style="list-style-type: none"> <li>車内事故防止キャンペーン</li> </ul> </li> <li>バス協会による事故防止等の重点取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>2017年「飲酒運転防止週間」</li> <li>エコドライブ強化月間</li> </ul> </li> </ul> <p>【安全運転のための車両及び搭載機器等の更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バスの代替え</li> <li>衝突被害軽減ブレーキシステム</li> <li>車線逸脱警報装置</li> <li>ドライバークロノメーター</li> <li>L E D 前照灯の装備</li> <li>バス窓ガラスの曇り</li> </ul>	<p>路線：新車2両、中古5両・観光：新車2両（大型2両）</p> <p>観光 大型2両</p> <p>” ”</p> <p>” ”</p> <p>2灯式車両 15両</p> <p>5両（BKC車両）</p>	<p>2017.4.6～4.15</p> <p>2017.9.21～9.30</p> <p>2017.7.21～8.20</p> <p>2017.12.11～12.31</p> <p>2017.12.10～2018.1.10</p> <p>2017.7.1～7.31</p> <p>2017.9.21～9.30</p> <p>2017.11.1～11.30</p> <p>2017年度内更新</p> <p>2018.3</p>	<p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>77,000 (上記を含む)</p> <p>1,500 (上記を含む)</p> <p>550</p> <p>—</p> <p>140</p> <p>125</p> <p>429</p> <p>638</p> <p>20</p> <p>37</p> <p>102</p> <p>240</p> <p>—</p> <p>51</p> <p>20</p> <p>25</p> <p>51</p> <p>13</p> <p>33</p> <p>13</p> <p>240</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>24</p> <p>240</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>27</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>126</p> <p>23</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>85</p> <p>880</p> <p>20</p> <p>135</p> <p>—</p> <p>225</p> <p>100</p> <p>100</p>
	2017年度目標	2016年度目標																							
重大事故	0件	0件																							
	2017年度目標	2016年度目標																							
八幡営業所	32件(自社)	38件(自社)																							
京田辺営業所	15件(受託)	17件(受託)																							
寝屋川営業所	7件(受託)	7件(受託)																							
計	54件	62件																							
<p>◆2017年度実績</p> <p>1. 重大事故の発生防止 当社が第1当事者となる重大事故</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2017年度実績</td> </tr> <tr> <td>重大事故</td> <td>0件</td> </tr> </table> <p>2. 有責事故の削減</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2017年度実績</td> </tr> <tr> <td>八幡営業所</td> <td>26件(自社)</td> </tr> <tr> <td>京田辺営業所</td> <td>10件(受託)</td> </tr> <tr> <td>寝屋川営業所</td> <td>13件(受託)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>49件</td> </tr> </table> <p>(今年度目標比5件削減)</p>		2017年度実績	重大事故	0件		2017年度実績	八幡営業所	26件(自社)	京田辺営業所	10件(受託)	寝屋川営業所	13件(受託)	計	49件	<p>【運行管理体制の向上】（一部研修を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令及び服務規程の遵守</li> <li>貸切バス事業者安全性評価認定制度</li> <li>飲酒運転根絶の指導の徹底</li> <li>健康管理と健康に起因する事故の防止</li> </ul> <p>【輸送の安全に関する教育及び研修計画】</p> <p>1. 管理者に対する教育及び研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理者のレベル向上のための外部研修実施</li> <li>管理者会議の実施</li> <li>職場安全衛生に関する会議</li> </ul> <p>2. 運転士に対する教育及び研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理者等による現場立会・添乗指導の実施</li> <li>厳正な点呼と管理職の現場立会の実施</li> <li>事故防止等の講習会の実施</li> <li>外部の専門的機関の活用</li> </ul> <p>3. 貸切乗務員前教育</p> <p>3. 自動車事故対策機構適性診断受診と個人指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初任者・3年毎・高齢者及び事故惹起者の受診</li> <li>管理者の適性診断活用講座の受講</li> <li>適性診断受診結果による個人指導の実施</li> <li>整備管理者関係研修の実施</li> </ul> <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無事故表彰（社内）</li> <li>優良社員表彰</li> <li>全運転士の運転記録証明取得</li> <li>外部表彰（京都府交通安全対策協議会）</li> <li>社内報・社員手帳等に安全方針を掲出</li> <li>お客さまモニター制度の実施</li> </ul>	<p>運輸規則・改善基準等の遵守</p> <p>三つ星認定継続（2019.12.31まで）</p> <p>新入社員配布用アルコール検知器の補充 20台（9月補充実施）</p> <p>貸切バス用アルコール検知器の更新・追加 5台（スマートフォン追加購入）</p> <p>飲酒検知機用IC運転免許証リーダー導入 2台（PC2台同時購入） 八幡営業所</p> <p>全運転士の家族へ社長から飲酒運転撲滅にかかるお祝い書簡を発送</p> <p>A S K インストラクター養成講座 2名</p> <p>睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査 51名</p> <p>睡眠時無呼吸症候群（SAS）PSG検査 7名</p> <p>生活習慣病予防検診（胃バリウム・胃カメラ検査等）、ストレスチェック</p> <p>運行管理者研修（京阪バス） 11名（管理職・助役）</p> <p>運輸安全マネジメント講習 4名（社長・常務・運輸部部長・次長）</p> <p>運輸安全マネジメントシンポジウム 2名（社長・次長）</p> <p>自動車事故防止セミナー 3名（社長・常務・運輸部部長）</p> <p>危険物取扱者 取扱者試験受験 2名（内1名資格取得） *保安講習 1名受講</p> <p>第三級陸上特殊無線技士 講習受講後免許取得 2名</p> <p>普通救命講習 普通救命講習バス協会 3名</p> <p>甲種防火管理者講習 日本防火・防災協会 2名</p> <p>安全管理者選任時研修 京都労働基準協会主催 2名</p> <p>適性診断活用講座 NASVA主催講座 5名</p> <p>整備管理者選任前研修 近畿運輸支局整備課 2名</p> <p>所長会議・連絡会議</p> <p>安全衛生委員会</p> <p>運行管理者一般講習 7名 運行管理者基礎講習 3名</p> <p>エコドライブ研修（京都府バス協会） 1名</p> <p>事故「0」の日、交通安全運動等で実施</p> <p>社長・安全統括管理者・運輸部部長等管理職による現場立会の実施</p> <p>事故防止懇談会</p> <p>クレフィール湖東等外部研修参加 2名</p> <p>管理者・乗務員特別教育 6名</p> <p>座学10時間・実技20時間（計3日間） 17名実施</p> <p>一般診断 72名/初任診断 24名/適性診断 5名（補助適応外 @2600円）</p> <p>適性診断活用講座 5名</p> <p>適性診断受診後カウンセリング実施</p> <p>低電圧電気取換 1名</p> <p>年間無事故表彰 28名</p> <p>連続無事故表彰 89名</p> <p>7月（佐々木）・10月（小川） 2名</p> <p>過去3年間記録（@630） 214名（八幡・京田辺・請負）</p> <p>交通マナーを高める事故防止コンクールに参加</p> <p>社内報 年3回、社員手帳 年1回</p> <p>第6回 We b モニターの実施</p> <p>第7回 We b モニターの実施</p>	<p>2017.12.20認定（8.28申請）</p> <p>2017.9</p> <p>2017.7</p> <p>2018.1.18</p> <p>2017.12</p> <p>2017.5～2018.3</p> <p>2017.5～6</p> <p>2017.7～8</p> <p>2017.7（健康診断に合わせて実施）</p> <p>2018.1～2</p> <p>2017.4.26/9.28</p> <p>2018.2.22</p> <p>2018.1.18</p> <p>2017.11.5試験 *2017.10講習</p> <p>2017.8.22</p> <p>2017.8.25</p> <p>2017.9.5</p> <p>2017.9.29</p> <p>2017.6.25/2018.1.25</p> <p>2017.5.11</p> <p>毎月開催</p> <p>毎月開催</p> <p>2017.7（基礎）</p> <p>2017.12</p> <p>毎月15日・20日</p> <p>年5回（4・7・9・12・1月）</p> <p>毎月開催</p> <p>2017.7.24～7.25</p> <p>2017.5・8/2018.1・2</p> <p>2017.8/2018.2</p> <p>年度内受診 バス協会補助あり</p> <p>2017.6/2018.1</p> <p>随時</p> <p>2017.12</p> <p>2018.3</p> <p>2018.3</p> <p>2017.7/10</p> <p>2018.2</p> <p>2017.7.1～9.30</p> <p>2017.4.9/2018.1</p> <p>2017.4.1～8.31</p> <p>2017.11.1～2018.2.28</p>								
	2017年度実績																								
重大事故	0件																								
	2017年度実績																								
八幡営業所	26件(自社)																								
京田辺営業所	10件(受託)																								
寝屋川営業所	13件(受託)																								
計	49件																								

# 安全管理規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長及び運輸部を担当、または運輸部業務に従事する役員(以下「運輸部担当役員」という)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
  - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
  - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
  - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
2. グループ内の各企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

3. 管理を委託した事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。  
更に、管理を委託した事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、管理委託した事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 取締役会構成員(以下「経営トップ」という)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保や体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者
2. 運輸課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所長を統括し、指導監督を行う。
3. 各営業所長は、運輸課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所を統括し、指導監督を行う。
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等の理由で本社に不在である場合や重大な事故・災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。



2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠るなどにより、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見具申を行う等、事故防止その他の安全対策について必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故・災害等が発生した場合における当該事故・災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2. 事故・災害等に関する報告が、安全統括管理者・経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故・災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故・災害等が発生した場合又は同種の事故・災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の

安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故・災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存は運輸部が管理する。

◇付 則

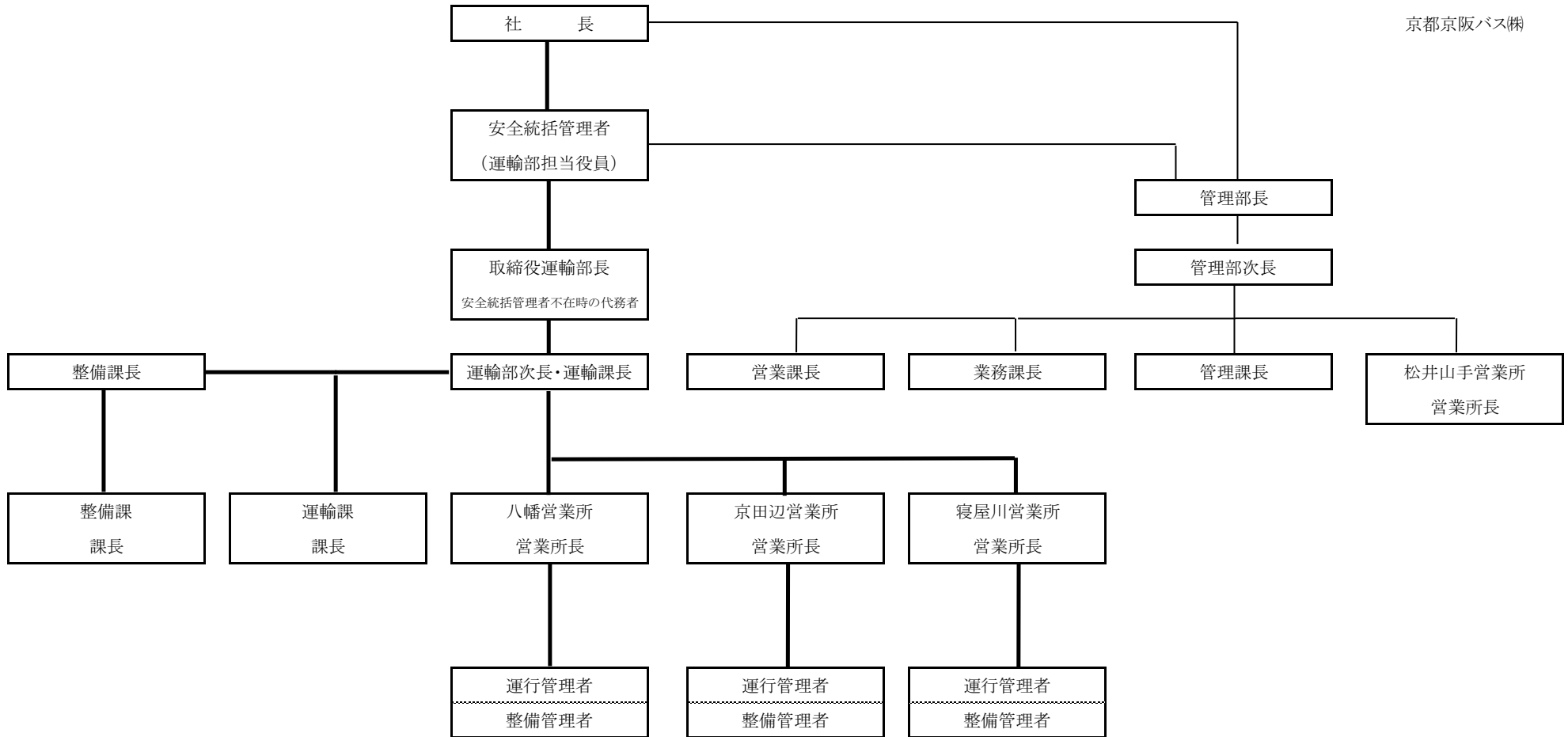
1. この規程は、平成 18 年 10 月 1 日より実施する。
2. 平成 22 年 7 月 11 日一部改正
3. 平成 25 年 10 月 1 日一部改正
4. 平成 26 年 4 月 1 日社名改定

# 組織体制及び指揮命令系統の組織図

(安全管理規程第8条第4項関係)

2018年6月15日 金曜日

京都京阪バス㈱



※安全統括管理者が不在時は、取締役運輸部長を代務者とする。